

仕 様 書

- 1 件 名 水管橋修繕用仮設足場実施設計業務委託（辰井橋下流2橋）
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年（2026年）11月30日まで
- 3 履行場所 草加市 谷塚上町 地内
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 委託内容
 - (1) 辰井橋下流水管橋2橋の修繕用の仮設足場の実施設計委託業務を行うこと。
 - (2) 詳細は、別紙特記仕様書のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- 7 問合せ先 草加市上下水道部 水道施設課 維持管理係

電話048(925)3227(直通)

[共通仕様書（実施設計）]

1 目的

本委託業務は、本共通仕様書に基づいて、契約図書に示す委託対象区域の修繕を実施するための作業用仮設足場に必要な検討書、計算書及び設計図書の作成を行うことを目的とする。

2 適用範囲

本委託業務は、本共通仕様書に従い実施するものとし、特に定めのない事項については、埼玉県土木設計業務共通仕様書を準拠するものとする。特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施するものとする。

特記仕様書に明示のないものは事前に発注者の承諾を得るものとする。

3 提出書類

提出書類については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他

②実施方針又は⑪その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1135条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている

- 場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
- (2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
 - (3) 監督員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。
 - (4) 着手届、管理技術者届（経歴書を添付）、照査技術者届（経歴書を添付）、担当技術者名簿（経歴書を添付）及び委託業務工程表を契約締結後直ちに提出するものとする。
 - (5) 委託業務完了報告書、委託業務完了検査願、納品書及び成果品引渡書を業務完了後、成果品とともに提出するものとする。

4 費用の負担

業務の実施及び検査等に伴う必要な費用は、本共通仕様書・特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

5 参考図書

設計業務の実施に当たっては、埼玉県県土整備部が定める「道路設計の手引き道路編」を優先するほか、埼玉県土木設計業務共通仕様書に定める主要技術基準及び参考図書等を使用するものとする。また、技術基準類及び仕様書類は最新であることを確認することとする。

なお、使用した図書の一覧表を別途作成するものとする。

6 その他

- (1) 労働安全衛生規則第612条の2第1項及び第2項に基づき、熱中症対策を実施すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「水管橋修繕用仮設足場実施設計業務委託（辰井橋下流2橋）」に適用する。

2. 業務計画

本業務の目的及び主旨を把握した上で、業務計画書を提出すること。

3. 基本事項

(1) 打合せ等

- ① 業務着手時 設計工程、方針及び貸与資料の確認を行う。
- ② 中間打合せ 設計業務の主な区切りにおいて、必要に応じて諸条件を確認する。
- ③ 成果物納入時 業務委託完了時における総括説明及び成果品納入を行う。

(2) 詳細設計

① 合同現地踏査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件の具体的調査、在来管等の調査及び資料収集を行う。

当該水管橋周辺の測量図は別紙（参考図）のとおり

② 設計計画

当該水管橋の塗装等修繕用の仮設足場比較とその施工計画を含む。

③ 設計計算

仮設足場の構造計算、仮設計算等とする。

④ 設計図

位置図、平面図、縦断面図、配管図（詳細図含む）、横断面図、構造図、仮設図及び工事占用申請に必要な図面を作成する。

⑤ 数量計算

修繕用仮設足場に必要数量すべての計算で数量計算書を作成する。

水道施設整備費に係る歩掛表、埼玉県土木工事標準積算基準書、草加市で採用している積算システムに基づく積算に対応できるものを作成すること。

⑥ 照査

基本条件の確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の照査を行う。

⑦ 報告書作成

設計条件、構造型式決定の経緯と選定理由、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、施工段階での注意事項、現地踏査等の内容のとりまとめを行う。

なお、概算工事費については、令和8年10月1日の埼玉県土木工事標準積算基準書、埼玉県土木工事設計単価表、建設物価、積算資料を採用すること。

また、見積り徴取は原則3社とし、有効期限は令和9年度発注に対応できるものとする。

(3) 照査技術者による報告

- ① 照査技術者は照査した結果を報告すること。

4. 業務内容

(1) 辰井橋下流2橋の水管橋修繕用の仮設足場実施設計業務

- ① 上部工 配水管φ250 L=10.5m (北側)
- ② 上部工 導水管φ200 L=10.5m (南側)

上記2橋は近接しているため、同時に修繕を行うための作業用の仮設足場を設計し、積算のための資料を作成する。

5. 成果物

- (1) 設計図面： A3 用紙、紙製本【1部】
- (2) 報告書： 数量計算書、設計書、積算資料、見積書、打合記録簿、工事占用申請資料、その他資料【1部】
- (3) 原稿・電子データ：1式 (CD-R)
- (4) その他監督員が指示するもの 必要部数
- (5) 電子データの形式については監督員と協議すること。

6. その他

(1) 管理技術者

管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(上下水道部門-上水道及び工業用水道)又は上下水道部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あ

るいはR C C Mの資格保持者であり5年以上の業務経験を有する者とする。

(2) 照査技術者

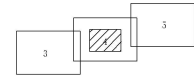
照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又は上下水道部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはR C C Mの資格保持者であり5年以上の業務経験を有する者とする。

7. 準拠指針等

本業務を行うにあたり、下記の技術資料に準拠すること。

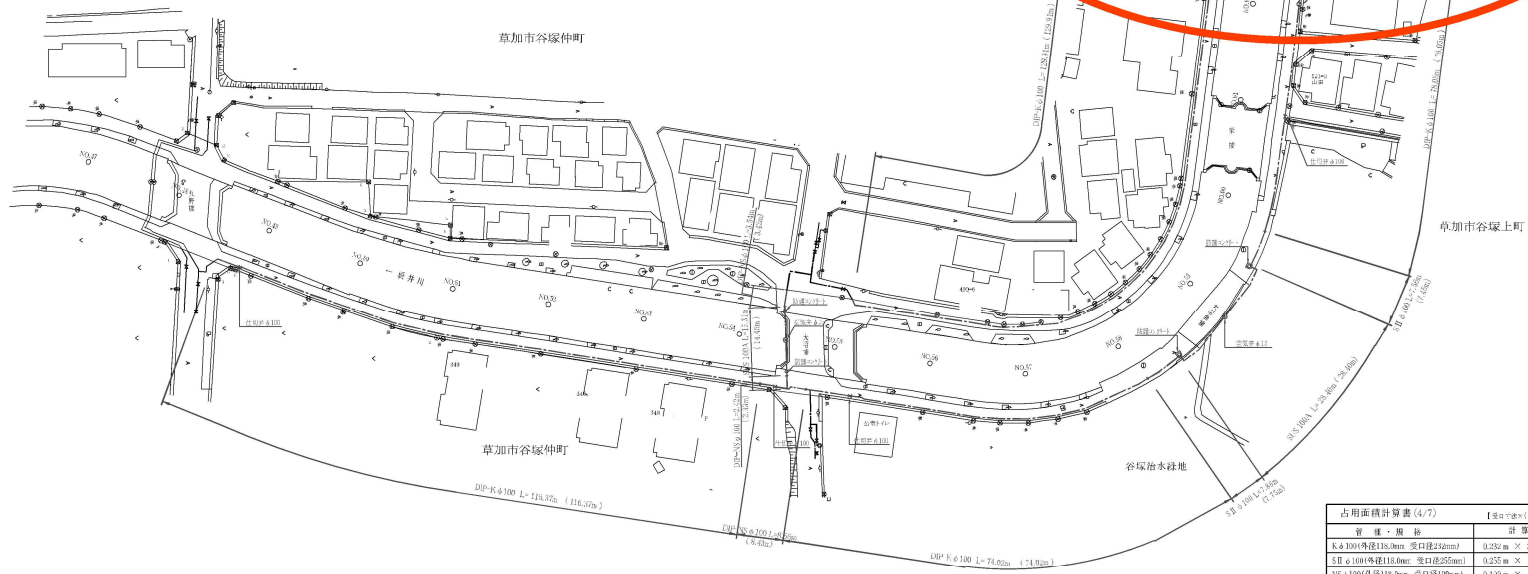
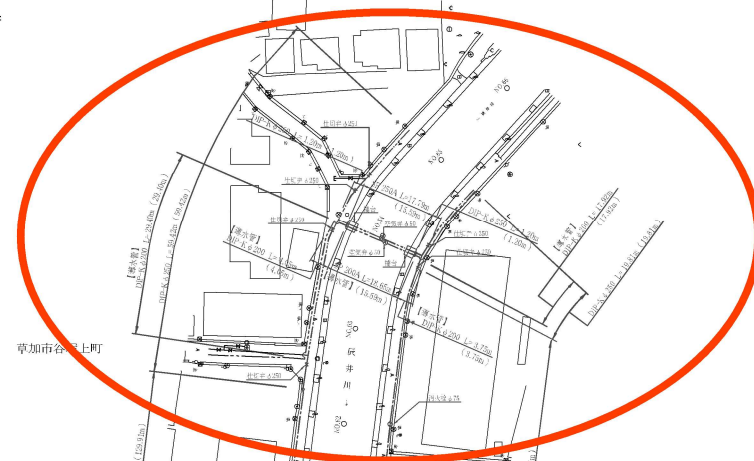
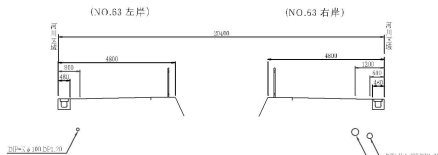
- (1) 水道施設設計指針 2024（日本水道協会）
- (2) 水道施設耐震工法指針・解説 2022（日本水道協会）
- (3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (4) 水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）
- (5) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (6) その他関連図書等

平面図(4/7) S=1:500
(NO.48 ~ NO.65)



履行場所

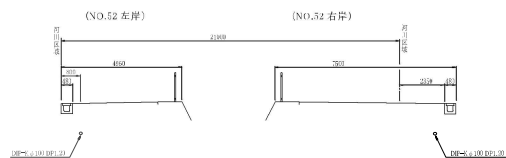
断面図 S=1:100



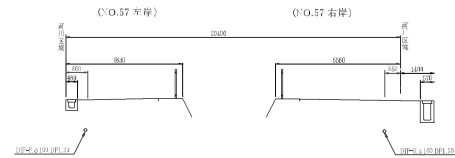
管種・規格	計算式	面積
Kφ100(外径118.0mm 受口径25mm)	0.25m × 398.35m =	99.59㎡
Sφ100(外径118.0mm 受口径25mm)	0.25m × 15.20m =	3.80㎡
NSφ100(外径118.0mm 受口径25mm)	0.130m × 14.19m =	1.84㎡
Kφ200(外径219.0mm 受口径34mm)	0.338m × 35.12m =	11.87㎡
Kφ250(外径271.6mm 受口径34mm)	0.341m × 81.63m =	27.84㎡
小計		143.94㎡

名称・規格	数量
上水道配水管	
φ100(外径118.0mm)	425.28m
φ100(外径118.0mm)	81.63m
φ100(外径118.0mm)	45.71m
φ200(外径219.0mm)	17.79m
φ250(外径271.6mm)	571.82m
小計	
上水道配水管	
φ200(外径219.0mm)	55.12m
φ200(外径219.0mm)	16.86m
延長小計	78.97m
仕掛管 φ100用	4基
仕掛管 φ250用	6基
変換管 φ125φ100	1基
防護ボックス	4箇所
雨水栓 φ75	1基
旗	2基

断面図 S=1:100



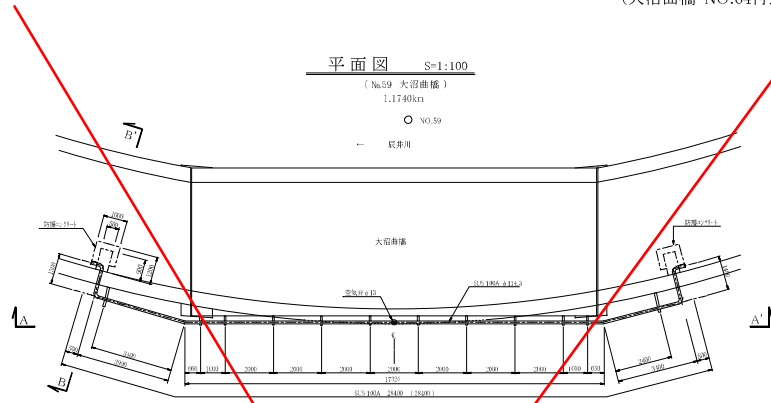
断面図 S=1:100



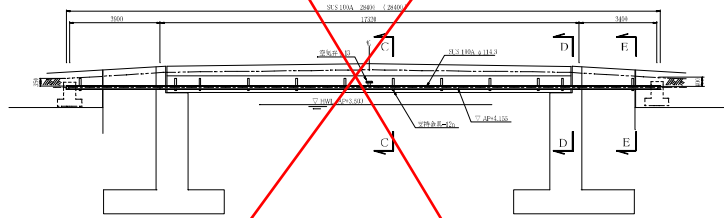
図面名称	平面図(4/7)・断面図
占用場所	草加市谷塚上町・谷塚仲町 地内
縮尺	1:500、1:100 図号 4/15
草加市水道部	

河川横断箇所詳細図(4/6)

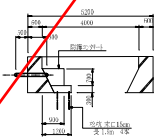
(大沼曲橋・NO.64付近)



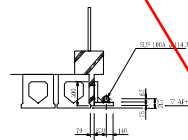
A-A'側面図 S=1:100



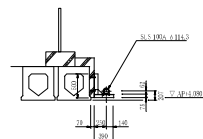
B-B'断面図 S=1:100



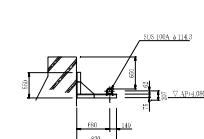
C-C断面図 S=1:50



D-D断面図 S=1:50

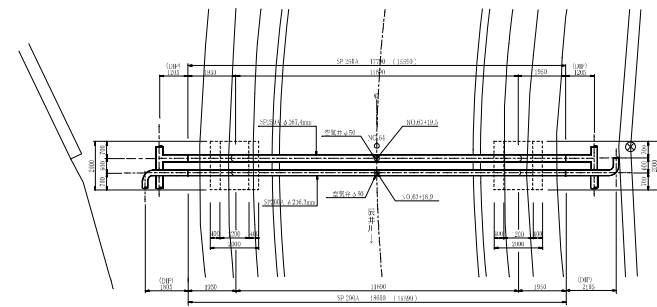


E-E断面図 S=1:50

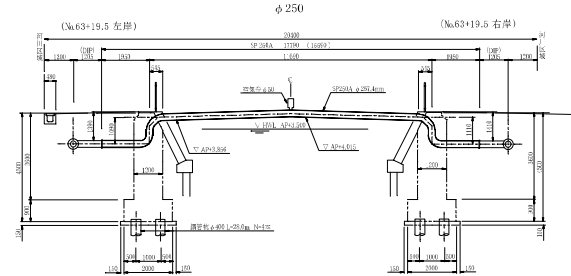


平面図 S=1:100

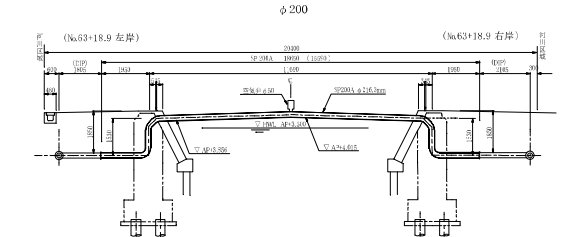
(No.63-19.2)
1.2732km



断面図 S=1:100

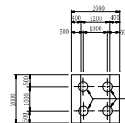


断面図 S=1:100

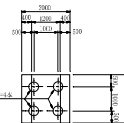


橋台平面図 S=1:100

左岸



右岸



図面名称	河川横断箇所詳細図(4/6)		
占用場所	大沼曲橋・NO.64付近		
縮尺	1/500、1/100	図号	11/15
草加市水道部			